

鳥獣被害対策強化事業実施要領

第1 趣旨

鳥獣被害対策強化事業の補助事業実施に当たって、鳥獣被害対策強化事業交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）及び鳥獣被害対策強化事業事務取扱要領（以下「県事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 事業の目的

鳥獣被害は営農意欲の減退や耕作放棄地の増加等をもたらし、被害金額以上に地域農業に深刻な影響を与えるものであることから、地域農業の振興の上で大きな課題となっている。

このため、鳥獣被害対策の専門的な知識を有した市町村専門職員の育成を支援し、地域農業の振興と復興を図る。

第3 事業の内容等

1 実施内容

(1) 鳥獣被害対策市町村専門職員育成支援事業

地域に密着した鳥獣被害対策を推進するため、市町村等における専門的知識を有した市町村専門職員を配置し、育成を支援する。

(2) 鳥獣被害対策市町村専門職員候補者の育成

市町村等では、専門的知識を有した市町村専門職員を確保することが課題であることから、市町専門職員候補者の育成に取り組む。

(3) 鳥獣被害対策市町村専門職員候補者の確保

首都圏等において鳥獣関係就活の相談会等を開催し、市町専門職員候補者を確保する。

(4) 市町村専門職員育成高度化研修の実施

現状分析による課題の整理及び地域の実情に応じた有効な対策の検討並びにP D C Aサイクルに基づく対策の実践を行う研修を実施する。

2 補助対象とする経費

別表のとおり

3 補助率

別表のとおり

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は単年度とする。

第5 事業実施主体

別表のとおり

第6 事業実施等の手続き

1 事業実施計画の承認等

- (1) 事業実施主体は、実施計画承認申請書（別記様式1）及び事業実施計画書（別記様式2）を作成し、管轄する福島県農林事務所長（以下「所長」という。）に提出する。
- (2) 所長は、事業実施計画の審査を行い、適当と認められるときは、当該実施計画承認申請書及び事業実施計画書の写しを福島県農林水産部長（以下「部長」という。）に提出する。
- (3) 部長は、事業実施計画に基づき予算の範囲内で所長に予算配分を行うものとする。
- (4) 所長は、事業実施主体に対して、予算配分を受けた事業実施計画の承認を行うとともに、承認結果を通知する。
- (5) 所長の承認を受けた事業実施主体は、交付要綱第3条または第6条に定める申請をすることができる。

2 事業実施計画の変更

事業実施主体は、交付要綱第6条に定める変更該当しない変更をする場合は、事業実施計画変更届（別記様式3）を所長（県域農業団体は知事）へ提出する。

第7 活動計画及び業務報告

実施した業務の概要（別記様式4）を作成し、毎月1回管轄する農林事務所に報告するものとする。

第8 事業実施報告

事業実施主体は、事業実施報告書（別記様式2）を、交付要綱第10条に定める実績報告に併せて所長（県域農業団体は知事）に報告する。

第9 成果確認検査

所長は、事業の検査確認に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて行うものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 本要領は、平成28年3月31日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。
- 2 本改正は、平成29年3月28日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。
- 3 本改正は、平成30年3月26日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。
- 4 本改正は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。
- 5 本改正は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。
- 6 本改正は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表

主務課 事業 [事項 (事業)]	小事業	区分	事業内容	補助対象経費	補助率	事業実施主体
環境保全農業課 鳥獣害対策費 (鳥獣被害対策強化事業)	鳥獣被害対策市町村専門職員育成支援事業	鳥獣被害対策市町村専門職員育成支援事業	地域に密着した鳥獣被害対策を推進するため、市町村等における専門的知識を有した市町村専門職員を配置し、育成を支援する。	市町村専門職員を配置し、育成に要する経費（旅費、謝金、賃金等、社会保険料等、消耗品費、印刷費、使用料・賃借料、通信運搬費（切手代）、研修受講費等）とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもの。	定額 ただし、1地域当たりの補助額は2,500千円（1年目）、2,000千円（2年目）を上限とする。	市町村、協議会（地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有している組織であって、次の要件を満たすもの 1 協議会が実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、公印の管理方法及び責任者、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。 2 一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。)